

県立藤代高等学校の部活動に係る活動方針

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

○1日当たりの活動時間

- ・活動時間※の上限を、平日 2 時間、休日 4 時間、1 週間計で 12 時間とする。
ただし、大会や練習試合の当日は除く。
 - ・休日に、練習試合や大会等により休日の 1 日の上限 4 時間を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。
- ※活動時間とは、移動時間や準備・片付けを除く生徒が活動する時間である。

○朝練習

- ・朝練習は原則行わない。
ただし、大会の直前、かつ放課後のみの練習では施設等を使用できない場合に限り 1 日の活動時間の上限の範囲内で行うことができるものとする。

○自主練習

- ・学校管理下において活動時間の上限の範囲内で行うことができるものとする。

○休養日の設定

- ・原則、平日・休日各 1 日以上、1 週間計で 2 日以上の休養日を設定する。
- ・大会参加により活動時間が超過した場合は、翌週以降の休日に休養日を振り替える。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・学校長及び部活動顧問は活動時間の上限を遵守し、適切な休養日を確保できるよう、学校単位で参加する公式大会等以外の地方大会等について精選する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- ・学校長及び部活動顧問は、可能な限り、部活動に所属する生徒自らが活動計画等を立案し運営する体制の構築に努める。
- ・学校長は、部活動は任意加入であることを踏まえ、生徒会費等から部活動の活動費を拠出する場合、生徒や保護者の理解を得るよう努める。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ・学校長は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するため、県教育委員会や県高等学校体育専門部が主催する研修会に部活動顧問を派遣するとともに、研修を計画・実施する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- ・部活動顧問は、年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載・公表し、適切な運用を徹底する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ・学校長及び部活動顧問は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にし、過度な負担とならないよう工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

- ・学校長及び部活動顧問は、生徒の多様な志向に応じた活動ができるよう地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- ・学校長は、全ての部活動において、複数の担当顧問を置き、交代指導を徹底することで、特定の顧問の負担が過重となることを防ぎ、円滑な運営を図る。

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

- ・部活動顧問は、県教育委員会や県高等学校体育連盟・県高等学校文化連盟等が進める大会運営や役員業務の見直しに協力する。